

JIPDEC サイバー空間シンポジウム

～ マイナンバー法における法人番号活用に向けて ～

金融における法人番号と データ活用について

日本銀行 金融機構局
金融高度化センター長
岩下 直行

1. 法人IDの整備を巡る最近の動き

わが国にはどんな法人IDが存在するか

1. 行政が管理している主な法人ID

名称	発行組織	利用用途	登録企業数	番号体系
会社法人等番号 (法人登記番号)	法務局 (法務省)	法人登記	約330万社	12桁 登記所番号(4桁) - 種別(2桁) - 会社法人番号(6桁)
全省庁統一資格・ 業者コード	全省庁(公共調達 の業者識別)	政府調達先 企業識別	非公開	10桁(数字のみ)
健康保険 事業所記号	厚生労働省 地方支部局	事業者識別	非公開	可変 保険者番号+事業者記号
厚生年金 事業者番号	厚生労働省	事業者識別	加入事業主数 約164万社	可変 年金整理記号+事業者番号
厚生年金基金 事業者番号	企業年金連合会	事業者識別	加入事業主数 約164万社	可変 年金基金整理記号+事業者番号
雇用保険 事業者番号	国(公共職業安定所)	事業者識別	数百万事業所	11桁 事業所番号(4桁-6桁-1桁)
労働保険番号	労働基準監督署	事業者識別	数百万事業所	15桁 労働保険番号(12桁-3桁)

2. 民間企業が管理している主な法人ID

名称	発行組織	利用用途	登録企業数	番号体系
TDB企業コード	(株)帝国データバンク	BtoB-EC、 企業情報販売	登録対象 335万社 検索対象 179万社	9桁(うち1桁はチェック ディジット)
D-U-N-Sナンバー	(株)東京商工リサーチ	BtoB-EC、 企業情報販売	日本330万件以上を含む、世界1 億3,200万件以上の企業	9桁
標準企業コード	(財)日本情報経済社会推進 協会(JIPDEC)、 (社)電子情報技術産業協会 ほか	企業識別、事業 所・部門識別、 BtoB-EC	約26,000社	12桁(業界団体(2桁) + 企業識別(4桁) + 部門識別(6桁))
JAN企業コード	GS1(財)流通システム開 発センタ	商品識別、 BtoB-EC	日本だけで約11万社	6桁or 7桁or 9桁

これから追加される法人ID

① マイナンバー法による法人番号

新たな番号が付番される訳ではなく、既に付番されている「会社法人等番号」に検査用の1桁を追加した13桁の数字が税務などに利用されるようになるもの。

法人番号と法人の名称、住所の「基本3情報」がインターネットで全件ダウンロード可能な形で公開されることが、大きなインパクトを持つと考えられる。

② LEI (Legal Entity Identifier)

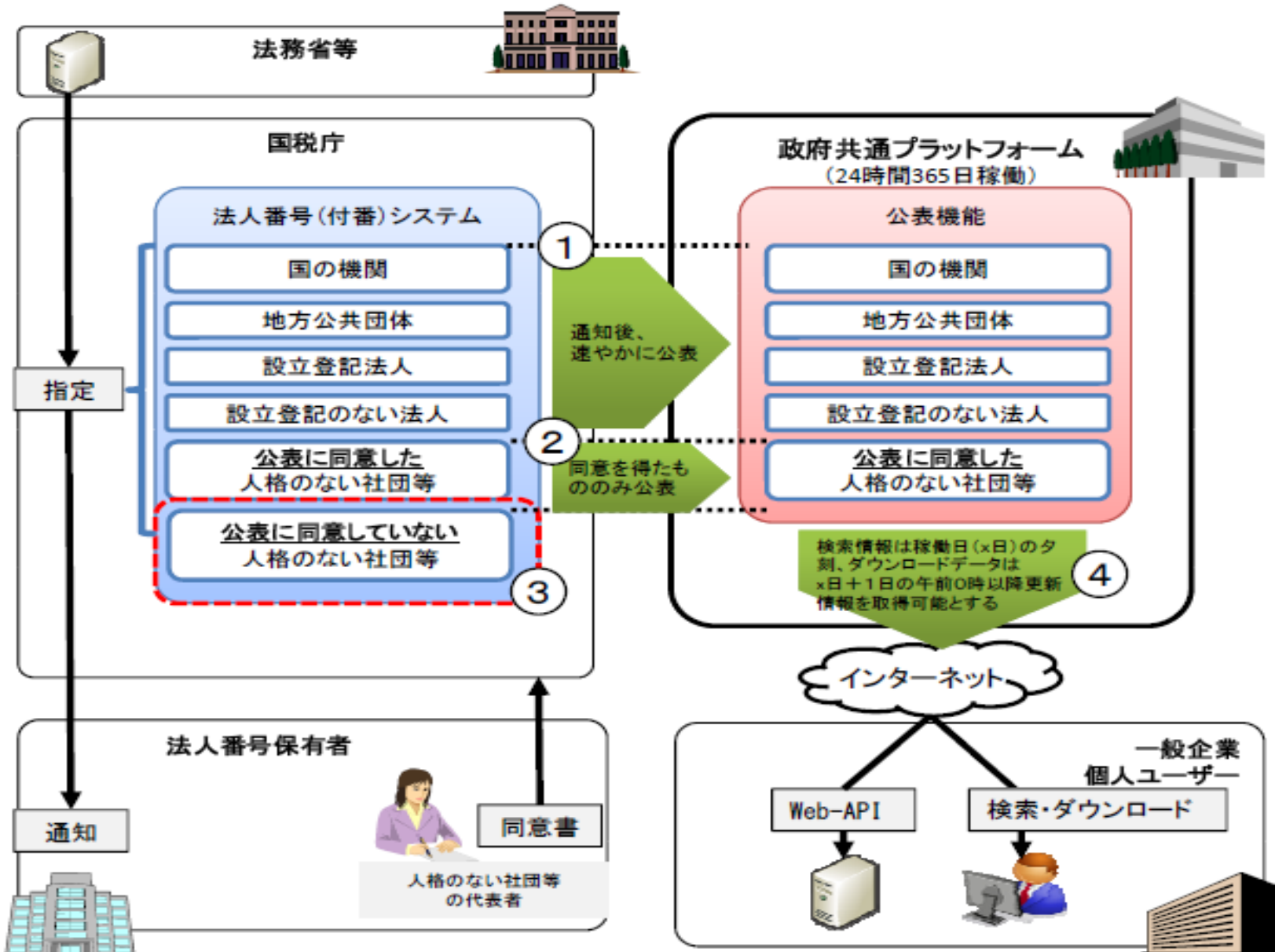
公的機関がグローバルに法人企業を識別できるように設計されたIDであり、かつ金融当局主導で検討が進められてきたことが特徴。今後の普及の仕方次第で、大きなインパクトを持つと考えられる。

2. マイナンバー法による法人番号

法人番号に関するFAQ

<p>Q1 法人番号はどのような団体に指定されるのですか。</p>	<p>法人番号は、<u>国の機関、地方公共団体、会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人のほか、上記以外の法人又は人格のない社団等</u>であって、法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体に指定されます。</p>
<p>Q2 法人番号はどのように指定されるのですか(桁数)。</p>	<p>法人番号は、<u>12桁の基礎番号及びその前に付された1桁の検査用数字(チェックデジット)の数字のみで構成される13桁の番号</u>になります。 例えば、株式会社など、会社法等の規定により設立の登記をした法人(設立登記法人)の法人番号を構成する基礎番号は、法務省から提供を受ける商業登記法に基づく「<u>会社法人等番号(12桁)</u>」となります。この<u>12桁の会社法人等番号の</u>前に1桁の検査用数字を付した番号を法人番号として指定することになります。</p>
<p>Q3 法人番号の利用範囲は個人番号と同じですか。</p>	<p>法人番号自体には、個人番号(マイナンバー)とは異なり利用範囲の制約がありませんので、<u>どなたでも自由にご利用いただくことができます</u>。</p>
<p>Q4 法人番号はいつどのように通知されるのですか。</p>	<p>法人番号は<u>平成27年10月以降</u>、書面により国税庁長官から通知を行う予定です。</p>
<p>Q6 法人番号はどのように公表されるのですか。また、どのような情報が公表されるのですか。</p>	<p>法人番号は、<u>インターネットを通じて公表</u>することを予定しています。 公表される情報は、法人番号の指定を受けた団体の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の3項目(基本3情報)です。 また、法人番号の指定を受けた後に、商号や所在地等に変更があった場合には、公表情報を更新するほか、変更履歴も併せて公表することとしています。</p>

法人番号の公表の流れとタイミング



出典: 国税庁「法人番号の公表機能に係る仕様」(平成26年11月版)

法人番号のデータファイルの容量

提供するデータファイルの容量及びデータ件数は、現時点では下表のとおり想定しています。

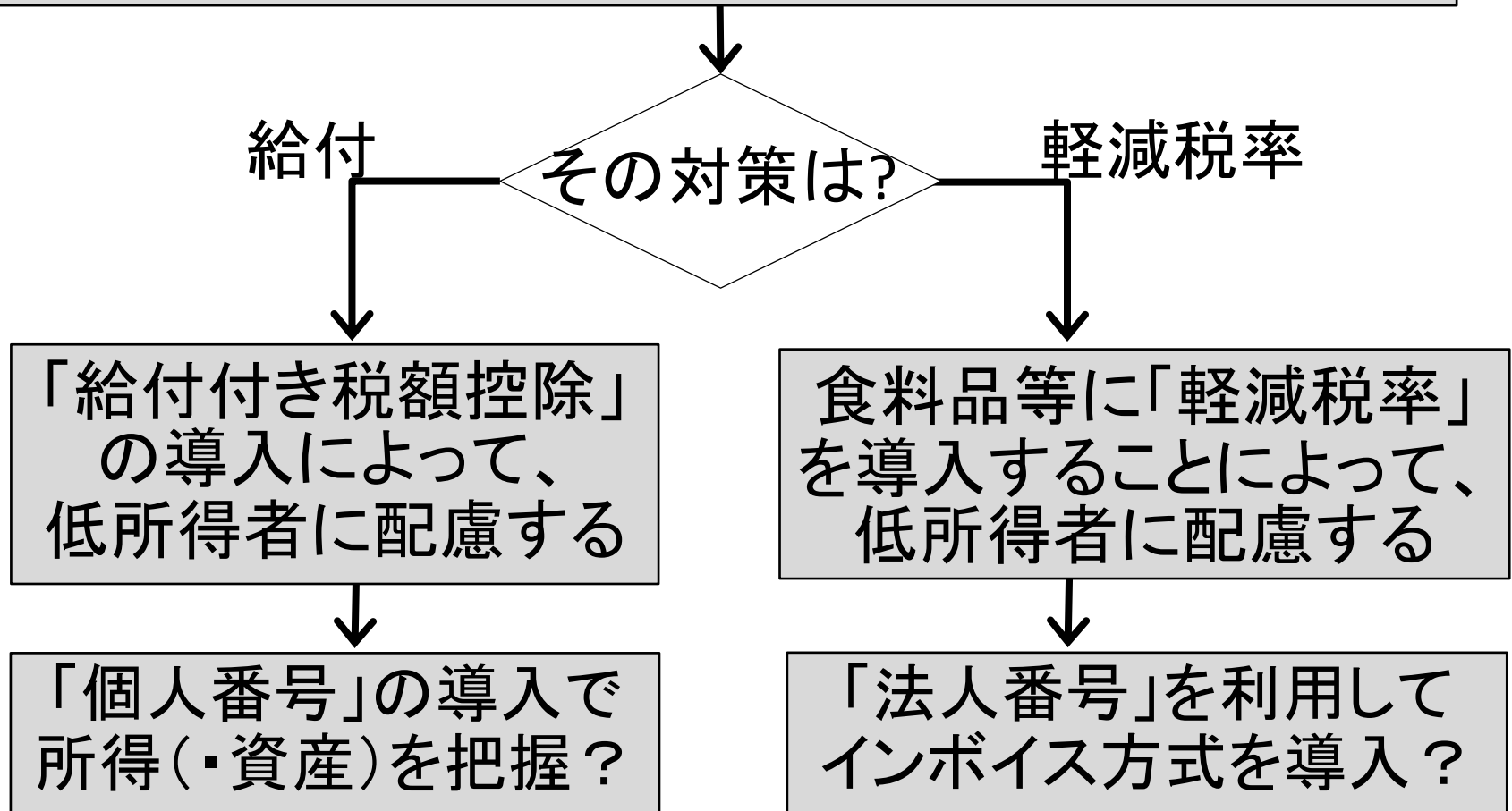
種 類	ファイル形式	文 字 コ ー ド	データファイルの容量		一件当たりのデータ容量
				圧縮後※	
全件データファイル (約4,400,000件)	CSV	Shift-JIS (JIS第一及び第二水準)	約1.3GB	約0.4GB	約0.3KB
		Unicode (JIS第一～第四水準)	約1.7GB	約0.5GB	約0.4KB
	XML	Unicode (JIS第一～第四水準)	約5.5GB	約1.7GB	約1.4KB
差分データファイル (約1,400件)	CSV	Shift-JIS (JIS第一及び第二水準)	約0.4MB	約0.2MB	約0.3KB
		Unicode (JIS第一～第四水準)	約0.6MB	約0.2MB	約0.4KB
	XML	Unicode (JIS第一～第四水準)	約1.8MB	約0.6MB	約1.4KB

※ 圧縮後のデータ容量については、テキストデータをZIPファイルで圧縮した際の一般的な圧縮率(30%)で算出しています。

出典: 国税庁「法人番号の公表機能に係る仕様」(平成26年11月版)

「逆進性」対策の選択と番号制度

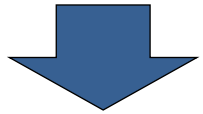
消費税率の引き上げの結果生じる「逆進性」の問題



消費税の仕入れ税額控除の制度改革

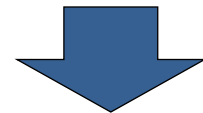
わが国の消費税における仕入れ税額控除については、1989年の制度開始時に、事業者の負担を考慮して、インボイス方式を採用せず、帳簿方式※とした。

※ 事業者が仕入れの事実を記載した帳簿を保存しておくことを、仕入れ税額控除の要件とする仕組み。



2007年に施行された税制改正において、「請求書等保存方式」※が採用された。

※ 事業者が仕入れの事実を記載した帳簿の保存に加えて、請求書、領収書、納品書その他取引の事実を証する書類のいずれかを保存することを仕入れ税額控除の要件とする仕組み。



今後、請求書への「法人番号」の付番が行われれば、欧州のインボイス方式との差が縮まる。

欧州の付加価値税におけるインボイス制度

国名	EC指令	フランス	ドイツ	イギリス	《参考》日本 【請求書等保存方式】
仕入税額 控除	インボイス保存が要件 他の課税事業者を支 払うべきまたは支払っ た付加価値税額は控 除可(168条)	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額 を控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額 を控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額 を控除	帳簿及び請求書等の保存 が要件 仕入れ等に係る税込価額から 一括して割り戻す形(税込価額 × 4/105)で計算した消費税額 を控除
発行資格 ・義務者	課税事業者(220条) ※免税事業者は税額 記載不可(289条)	事業者 ※免税事業者は税額 記載不可	事業者 ※免税事業者は税額 記載不可	登録納税義務者 (登録番号が付与される) ※非登録事業者(免税 事業者)は発行不可	請求書等の発行者に制限 なし
記載事項	年月日 付加価値税登録番号 供給者の住所・氏名 発行番号(連続番号) 顧客の住所・氏名 財貨・サービスの内容 税抜対価 適用税率・税額等 (226条)	年月日 付加価値税登録番号 供給者の住所・氏名 発行番号(連続番号) 顧客の住所・氏名 財貨・サービスの内容 税抜対価 適用税率・税等	年月日 付加価値税登録番号 供給者の住所・氏名 発行番号(連続番号) 顧客の住所・氏名 財貨・サービスの内容 税抜対価 適用税率・税額等	年月日 付加価値税登録番号 供給者の住所・氏名 発行番号(連続番号) 顧客の住所・氏名 財貨・サービスの内容 税抜対価 適用税率・税額等	【請求書等の記載事項】 年月日 ※ <u>法人番号はない</u> 書類の作成者の氏名 ※ <u>発行番号はない</u> 書類の被交付者の氏名 資産又は役務の内容 税込対価 ※ <u>税額の記載は任意</u>

米国は州・地方政府が小売売上税を課しているが、インボイス制度は採用していない。

出典:財務省ウェブサイト「わが国の税制の概要」

『請求書等保存方式』と『インボイス方式』(1/2)

- 「請求書等保存方式」は、帳簿の保存に加え、取引の相手方(第三者)が発行した請求書等という客観的な証拠書類の保存を仕入税額控除の要件としているが、請求書等に適用税率・税額を記載することは義務付けられていない。
- 単一税率の下では、請求書等に税額が別記されていなくても仕入税額の計算に支障はないが、複数税率の場合、請求書等に適用税率・税額の記載を義務付けたもの(インボイス)がなければ適正な仕入税額の計算は困難。

[日本]
請求書

24年4月30日 No.

株式会社〇〇商事 株式会社 △△商事
千代田区霞が関3-1-1

税込合計金額 ¥ 193,500-

品名	数量	単価	金額(税抜・税込摘要)
食料品等	4	1	193,500
合計			193,500

[イギリス]
A FULL TAX INVOICE

Sales Invoice No.174
○×△ TRADE LTD
From: Any Street, Any Town
To: M. Obody, 222 The High Street
London NE4 4PT

VAT Reg. No.987 6543 21

Sale: Time of supply 16/01/2012 Date of issue: 19/01/2012

Quantity	Description and Price	£ Net of VAT	VAT Rate	Net VAT
6	Radios, SW15 @ £25.20	151.20		
4	Record Players @ £23.6	94.40		
6	Lamps, T77 @ £15.50	93.00	20	67.72
		338.60		
Total (Net)		338.60	Total VAT	67.72
		VAT		67.72
		TOTAL		406.32

商品名等について包括的な記載可

一定の期間内の取引をまとめて記載可

税込価格のみの記載で可
〔適用税率・税額の記載義務はない〕

課税事業者の登録番号

適用税率・税額の記載を義務付け

出典:財務省ウェブサイト「わが国の税制の概要」

『請求書等保存方式』と『インボイス方式』(2/2)

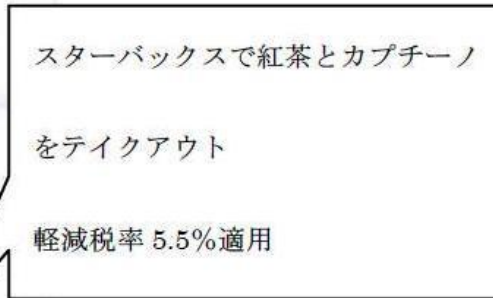
○ 「インボイス方式」は、課税事業者が発行するインボイスに記載された税額のみを控除することができる方式。

- ① 課税事業者は「インボイス」の発行が義務付けられており、また、自ら発行した「インボイス」の副本の保存が義務付けられている。
- ② 「インボイス」に適用税率・税額の記載が義務付けられている。
- ③ 免税事業者は「インボイス」を発行できない。したがって、免税事業者からの仕入れについて仕入税額控除ができない。

(注)「インボイス」とは、適用税率や税額など法定されている記載事項が記載された書類。欧州においては、免税事業者と区別するため、課税事業者に固有の番号を付与してその記載も義務付けているが、「インボイス」の様式まで特定されているものではない。

欧州のインボイスと付加価値税登録番号

フランスの例



付加価値税
登録番号

出典: 鈴木薫、「消費税の諸問題とインボイス方式導入に関する一考察」、2010

日本の請求書に足りないものは？

請求書 2012年 7月 19日 No. 3

株式会社 甲野商事 様
 株式会社 乙山製作所
 東京都世田区丸の内0-0

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額				税率	消費税額等	
¥ 105,000				5 %	5,000	
月日	品名	数量	単価	金額 (税抜・税込)		摘要
7/19	1 書籍	10	10,000	100000		
	2					
	3					
	12					
合計				100000		

伝票 No.140

日本の請求書と欧州のインボイスは、記述されている情報はほぼ同じ。ただし、日本には税務で利用可能な法人IDが存在しなかったため、請求書の書式にも記入欄がない。

「法人番号」の普及の影響

税務上、「法人番号」を、企業間の商取引のエビデンス（請求書、領収書、納品書等）に記載することが義務付けられると、その影響は広範囲にわたる。その場合、特別なプロモーションや動機付けをしなくても、「法人番号」は迅速に普及すると考えられる。

請求書等が「法人番号」と紐付くことで、従来よりも電子化に向く環境が実現する。その結果、①書類の電子化、②会計システムとのリンク、③電子保管、④電子納税、⑤EDIの普及促進、といった社会イノベーションの起爆剤となる可能性がある。



3. ITは金融をどう変えるのか？

日本銀行金融機構局金融高度化センターの取り組み



BANK OF JAPAN



ITを活用した金融の高度化に関するワークショップを開催

2014年11月11日
日本銀行金融機構局
金融高度化センター

金融高度化センターでは、2014年10月9日、日本銀行本店にて、「ITを活用した金融の高度化に関するワークショップ(第1回)」を開催しました。

金融分野では既に幅広くITが使われていますが、今後より戦略的にITを活用し、金融を一層高度化していくことが求められています。金融の最前線でIT活用に取り組まれている方々とこれからの見通しや課題について議論する目的で、本ワークショップを開催しました。

現在の金融ITに対する課題認識の共有

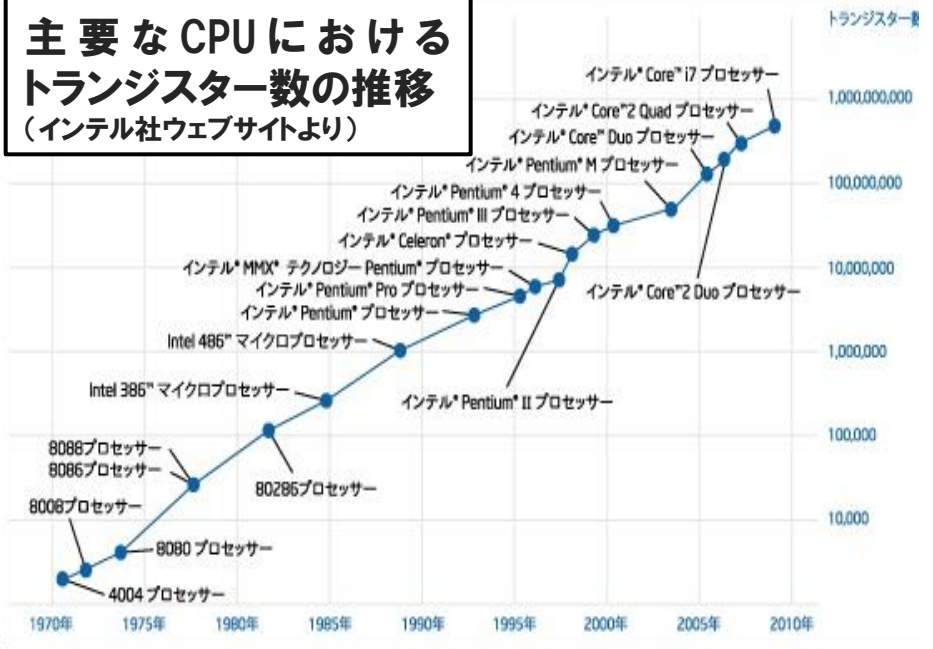
【銀行にとってのITとイノベーション】

- ① 金融業界は1970年代の第一次銀行オンラインシステムの時代から、ITを重要な経営資源と位置付けてきた。
- ② しかし、金融機関の業務の現場では、本来ITが持つ力が十分に発揮されていないと指摘されている。
- ③ 堅牢性や高度な可用性を誇る金融機関の情報システムは、半面、柔軟性が乏しく、維持管理や制度対応に多大なコストと時間を要する。
- ④ 本来、ITは業務の現場におけるイノベーションの手段として利用されるべきもの。しかし、金融機関の戦略的なIT投資の比率は低い。現在の金融ITは、むしろイノベーションを阻害する一因となっているのではないか、という指摘もある。

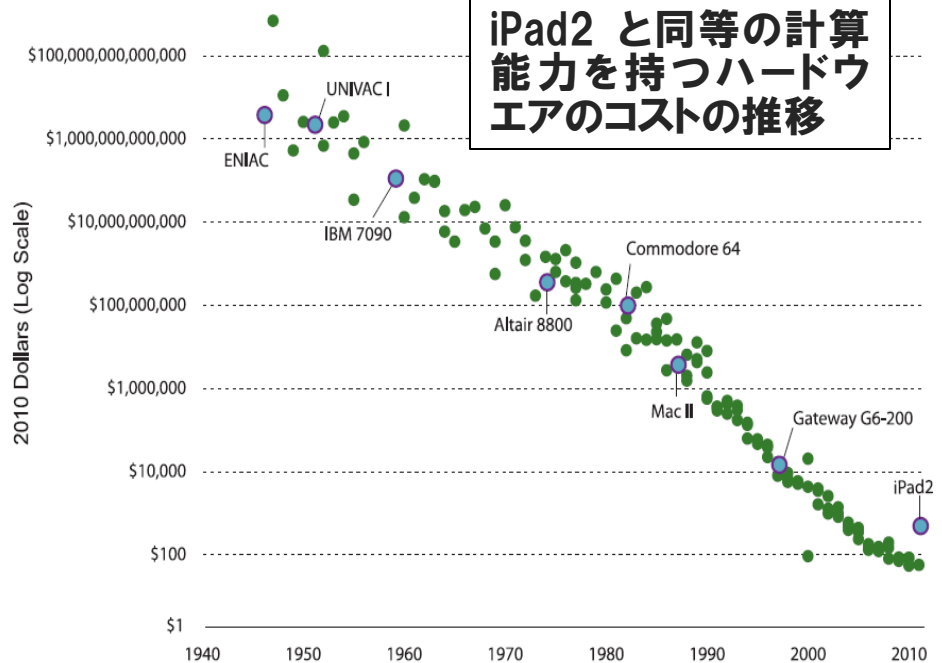
ムーアの法則

ムーアの法則: 「半導体の集積度は18か月で2倍になる」という経験則。この法則は数十年にわたって観察され、コンピュータのハードウェアのコスト・パフォーマンスは年を追うごとに改善している。

主要なCPUにおける
トランジスタ数の推移
(インテル社ウェブサイトより)



iPad2 と同等の計算能力を持つハードウェアのコストの推移



出典: Michael Greenstone and Adam Looney, "A Dozen Economic Facts About Innovation," HAMILTON PROJECT POLICY MEMO, 2011.

ムーアの法則が働かない金融IT

しかし、金融ITの現場の実感としては、劇的なコストの低下も、劇的な性能の向上も起きていないように感じられる。これは一体なぜか。

ひとつの答え：

「銀行が先にIT化に取り組み、それを完成させてしまったから」

1970-80年代 銀行のIT化が他の業界に先行し、その時代において高い完成度を達成

1990年代以降 インターネットが爆発的に普及し、ハードウェアのコスト・パフォーマンスも向上

⇒ この結果、「普通のIT」と「金融IT」とが乖離してしまった。

銀行が急速なITの進歩に置いてきぼりをくった状況が長く続いた結果、銀行が利用するシステム技術基盤が古いITシステムを前提としたものに固定化してしまい、金融ITの変革が阻まれた。

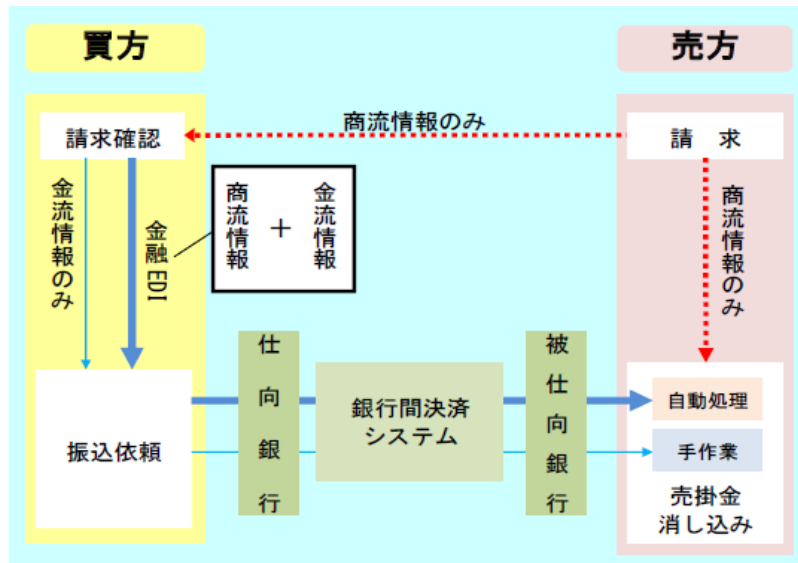
こうした呪縛を解きほぐしつつ、銀行の情報システムの安定性、安全性を確保した上で、銀行の経営課題を効率的かつスピーディに解決していくためにも、金融ITを改革していくことが必要ではないか。

金融EDIとEC決済

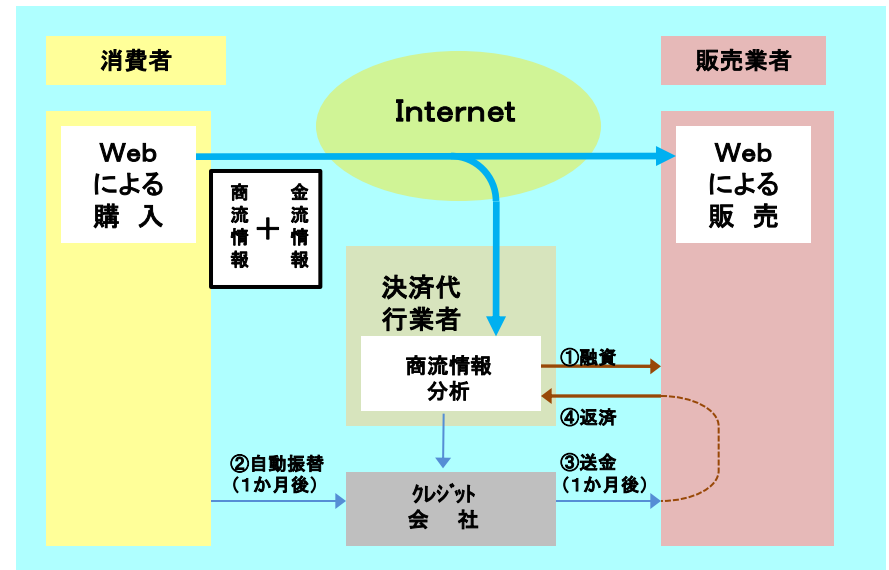
金融ITの改革に当たって、既存の銀行システムを手直ししていくアプローチには限界がある。⇒ 金融EDI(Electronic Data Interchange)構想は過去20年以上難航。

これに対して、白地に絵を描いた形のEC(Electronic Commerce)決済は短期間で普及した。ノンバンクの決済事業者の主導により、売り手と買い手がインターネット上で商流情報と金流情報を一体として通信し、取引履歴に基づく商流ファイナンスも実現している。

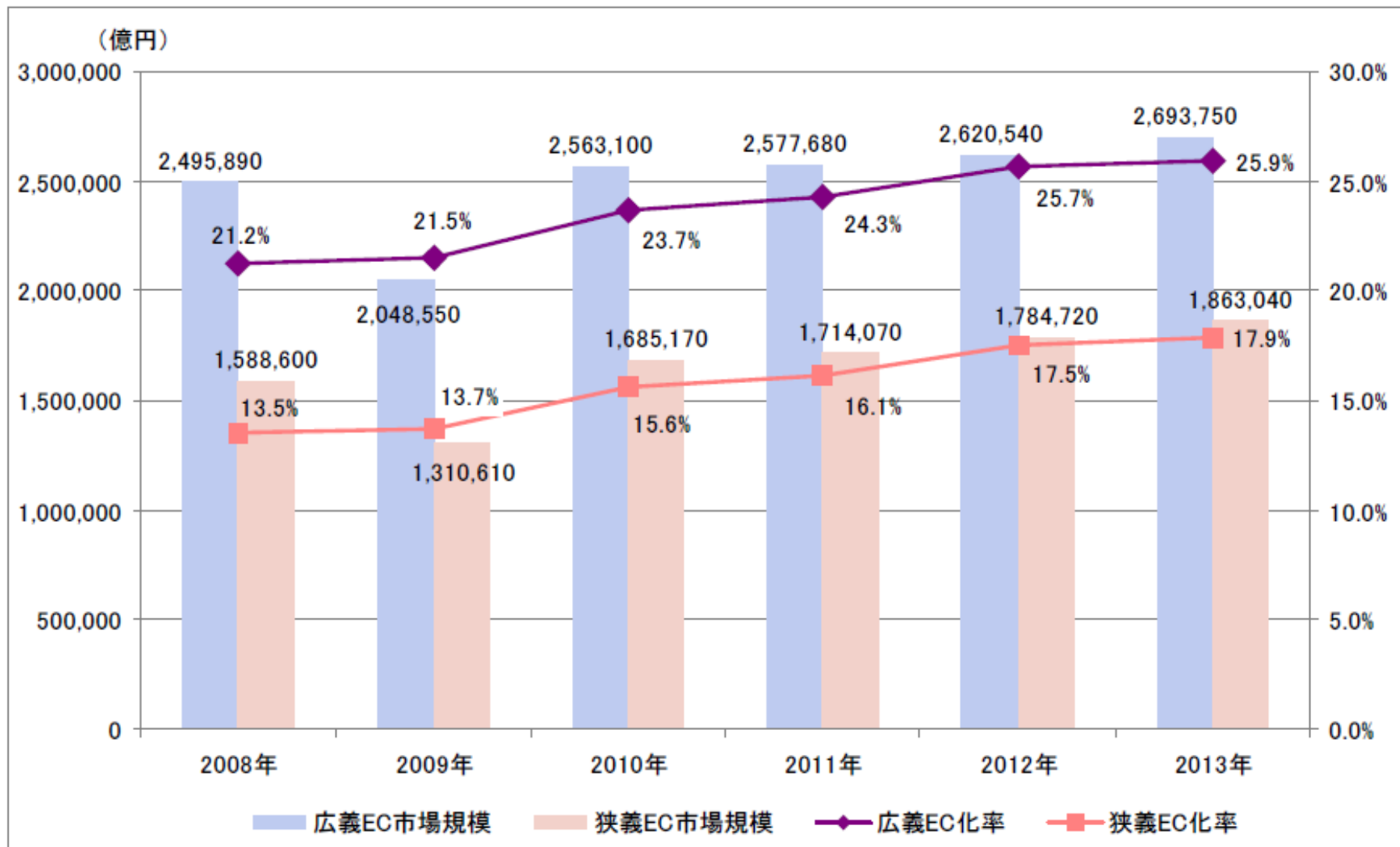
金融EDI構想



EC決済+商流ファイナンス

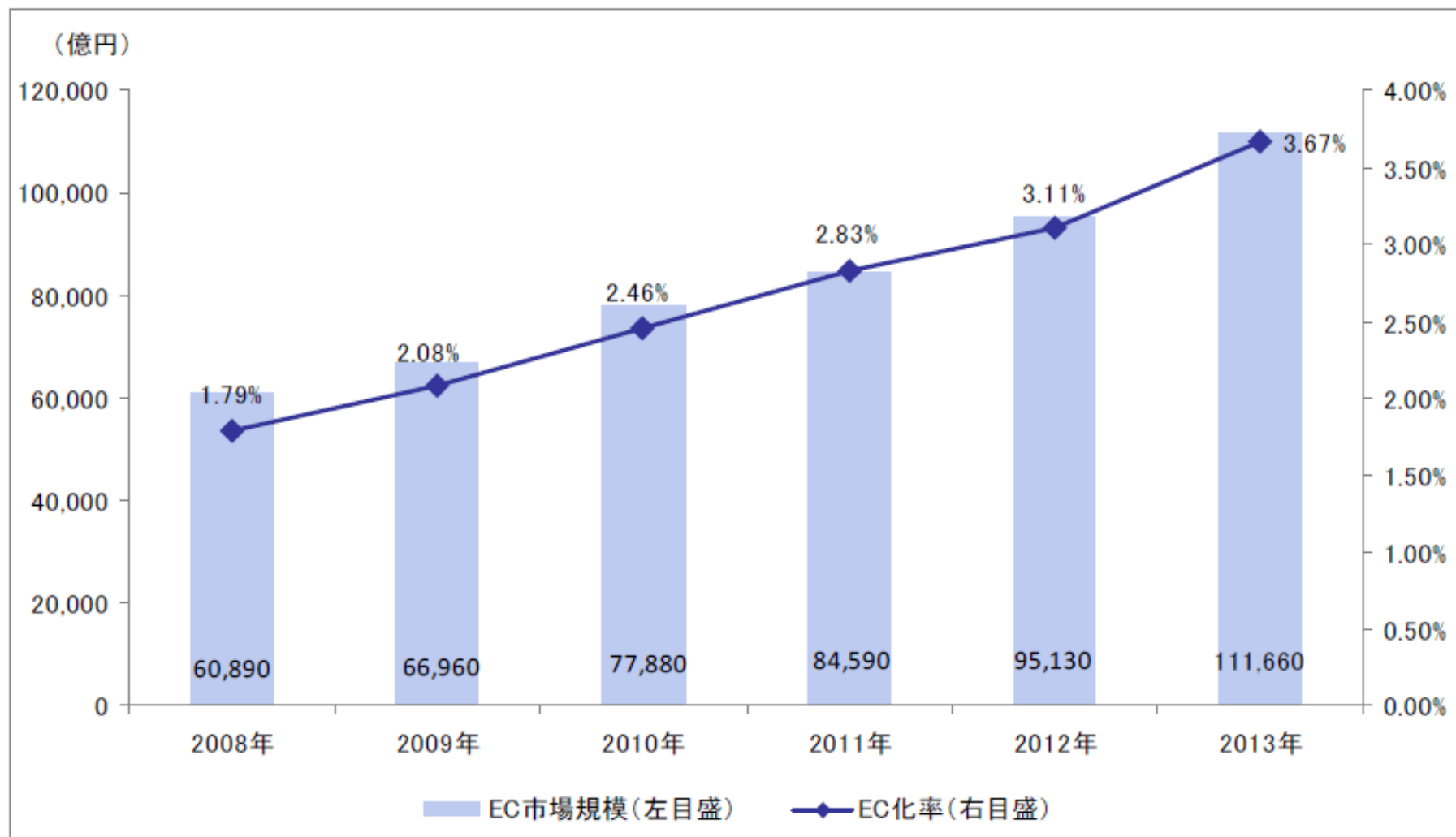


日本のB-to-B電子商取引市場規模の推移



出典：経済産業省、「平成25年度電子商取引に関する市場調査」、平成26年8月

日本のB-to-C電子商取引市場規模の推移

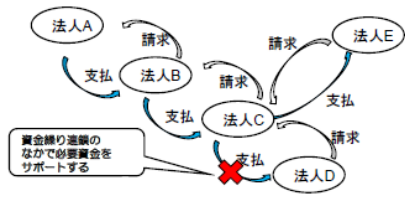
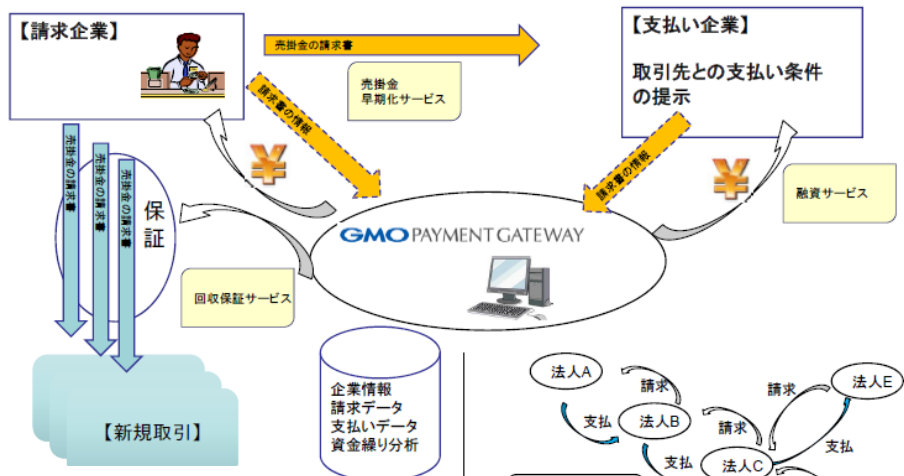


出典：経済産業省、「平成25年度電子商取引に関する市場調査」、平成26年8月

対法人の金融取引の分野でも、インターネットを活用した新しいビジネスモデルの構想が相次いでいる。

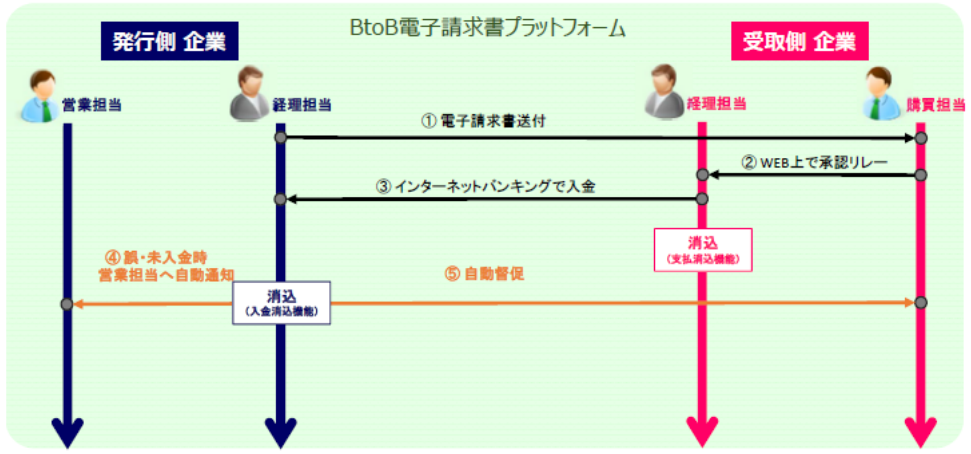
今後のサービス

GMO PAYMENT GATEWAY



金融ソリューション+BtoB電子請求書プラットフォームで解決

(出所)GMOペイメントゲートウェイ株式会社
(第3回ITを活用した金融の高度化に関するワークショップ資料)



受取側の支払消込機能により、誤・未入金が発生自体を防ぐことができます。
発行側の入金消込機能により、誤・未入金時は営業担当と受取側へ自動で連絡・督促ができます。
また、電子請求書は紛失リスクがないので、未入金による請求書の再発行も不要になります。

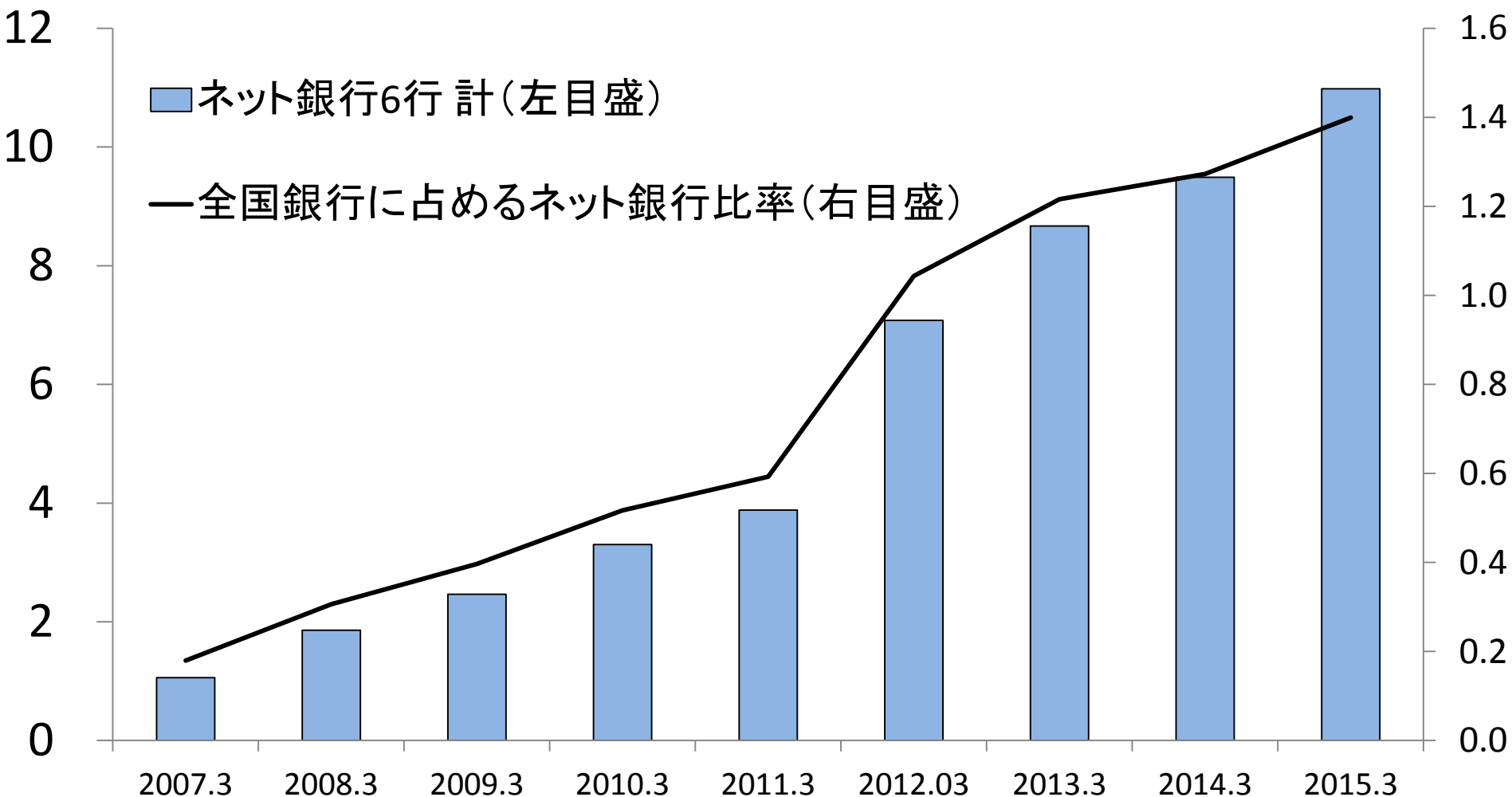
(出所)株式会社インフォマート
(第6回ITを活用した金融の高度化に関するワークショップ資料)

インターネット専業銀行*の預金残高の推移

*: ジャパンネット銀行、ソニー銀行、楽天銀行、住信SBI銀行、じぶん銀行、大和ネクスト銀行

(兆円)

(%)

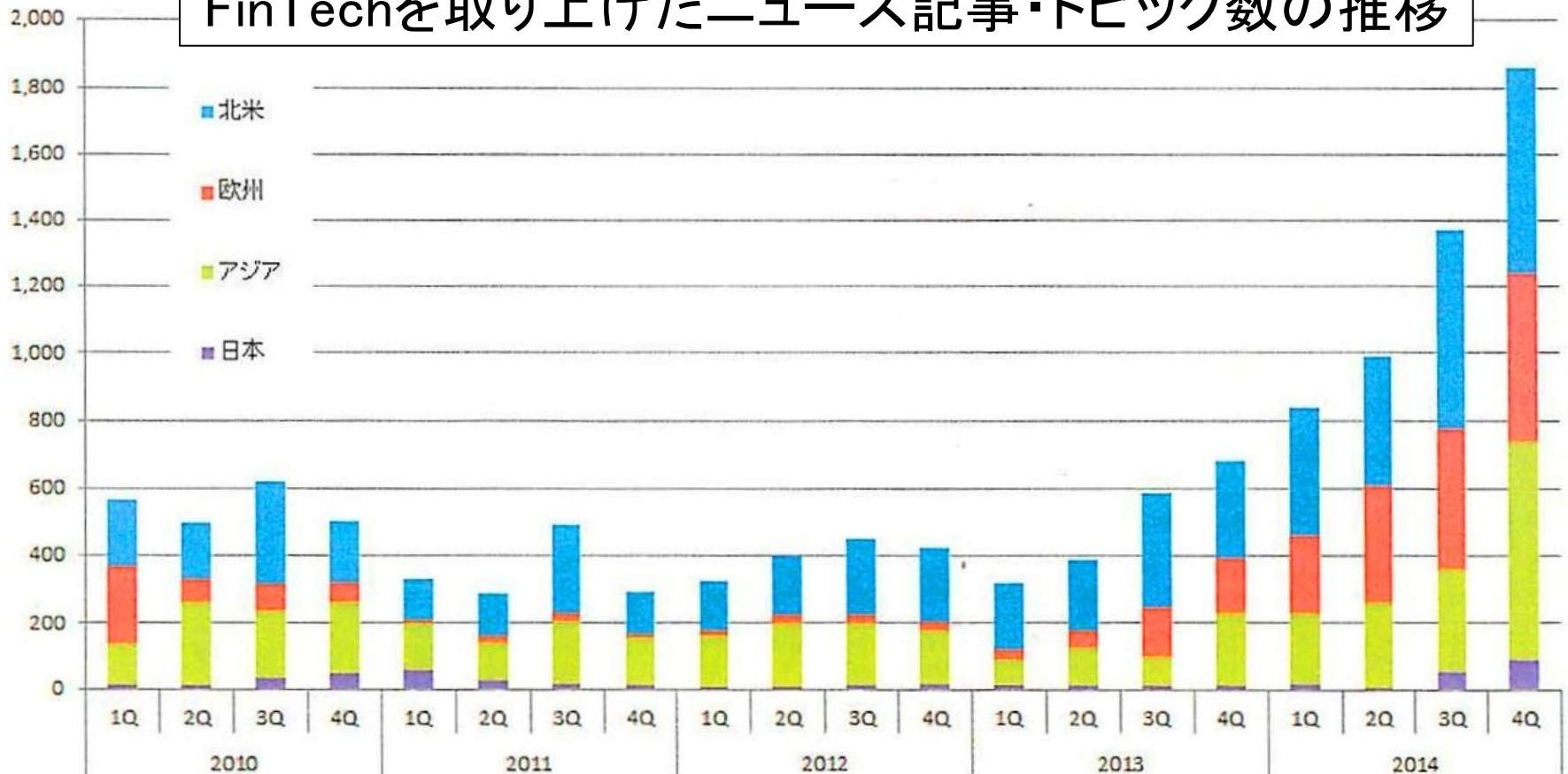


4. 海外におけるリテール金融の変革と FinTech

FinTechへの関心の高まり

- FinTechは、Finance + Technologyの造語。2000年代前半に使われ始める。
- 元々は金融業務に利用される情報技術一般を指していたが、最近では「ITベンチャー企業による金融分野における新しいソリューション」を指すことが多い。

FinTechを取り上げたニュース記事・トピック数の推移



(ニュース検索サービスFactivaによる集計、アビームコンサルティングの資料より転載)

様々な金融サービス分野における FinTech企業

Lending (277 Companies)

Personal Finance (135 Companies)

Payments (102 Companies)

Equity Financing (122 Companies)

Remittances (41 Companies)

Retail Investments (98 Companies)

FinTech

Contact

info@venturescanner.com
to see all 1147 companies

Institutional Investments (61 Companies)

Security, Auth, Fraud (52)

Banking Infrastructure (68)

Business Tools (83)

Crowd-funding (54)

Consumer Banking (32)

Financial Research (35)

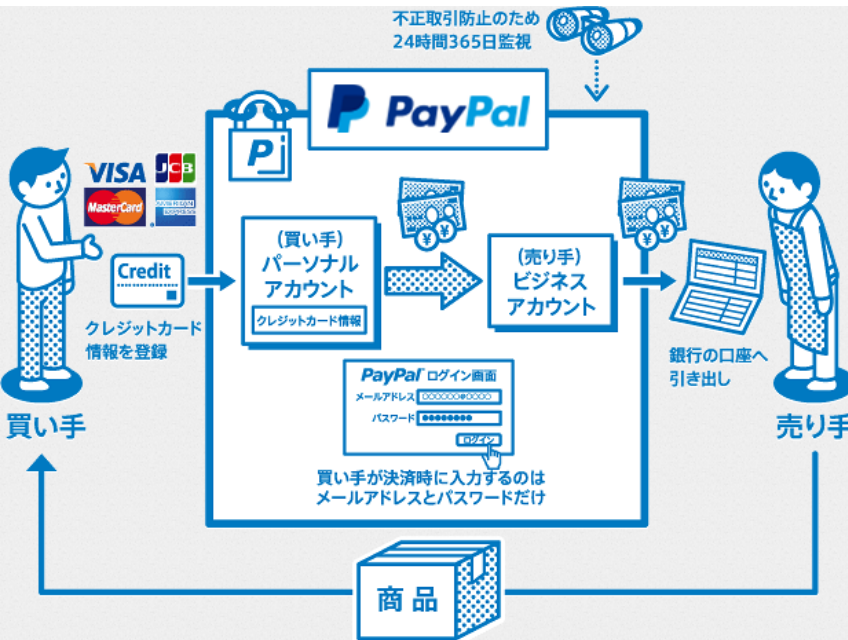
FinTech Investors (34)

PayPal による銀行業の「再発明」

PayPal は1998年設立。FinTech企業の中では最古参であり、既に世界190か国、24通貨において、1億6900万口座が利用されている。

当初、PayPal はクレジットカード取引の仲介業者にすぎず、既存の金融機関に依存する存在と考えられていた。しかし、取引規模が拡大し、PayPal の口座にチャージされた価値のやり取りだけで決済が(擬似的に)完了できるようになったことから、既存の金融機関と競合し、取って代わり得る存在と考えられるようになった。

PayPal の強みは、自らが金融機関間を接続するネットワークインフラや端末機器を持たず、全てをインターネット上で構築している点にある。伝統的なカード決済ネットワークや送金ネットワークがシステムインフラの維持管理に膨大な費用を投じているのに対し、PayPal はコスト面で圧倒的に有利な立場にあり、金融業界の深刻な脅威と受け止められている。こうしたことから、PayPal は「インターネットを利用して銀行業を再発明した企業」とも描写される。

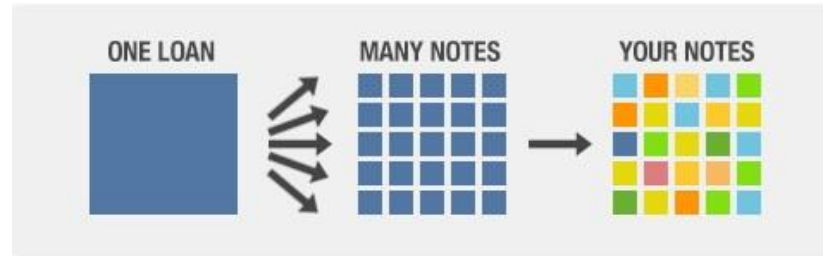


ペイパルは「無料」です。

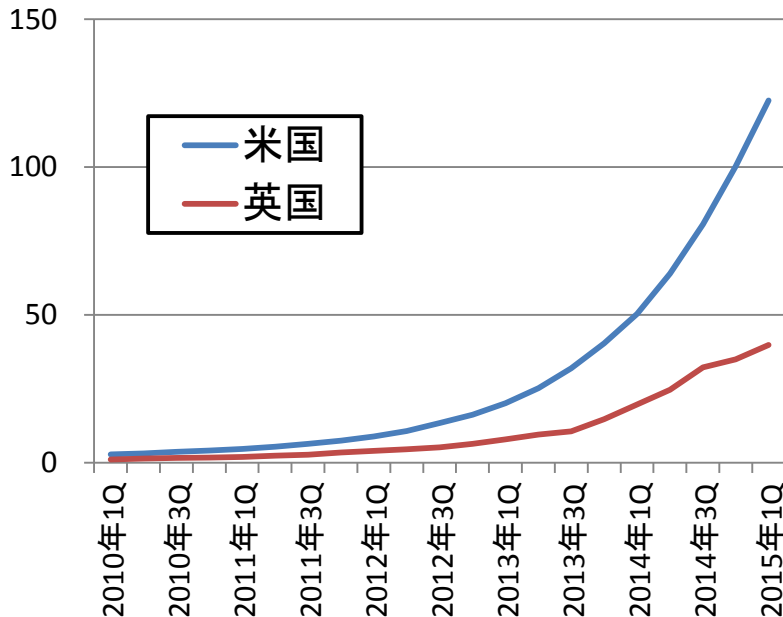
アカウント開設費や年会費、ご利用手数料は無料です。自由にお買物を楽しむために、余計な費用は掛かりません。

[ご利用手数料を見る](#)

P2P Lendingの拡大



(億ドル) P2P Lending の累計取扱額の推移



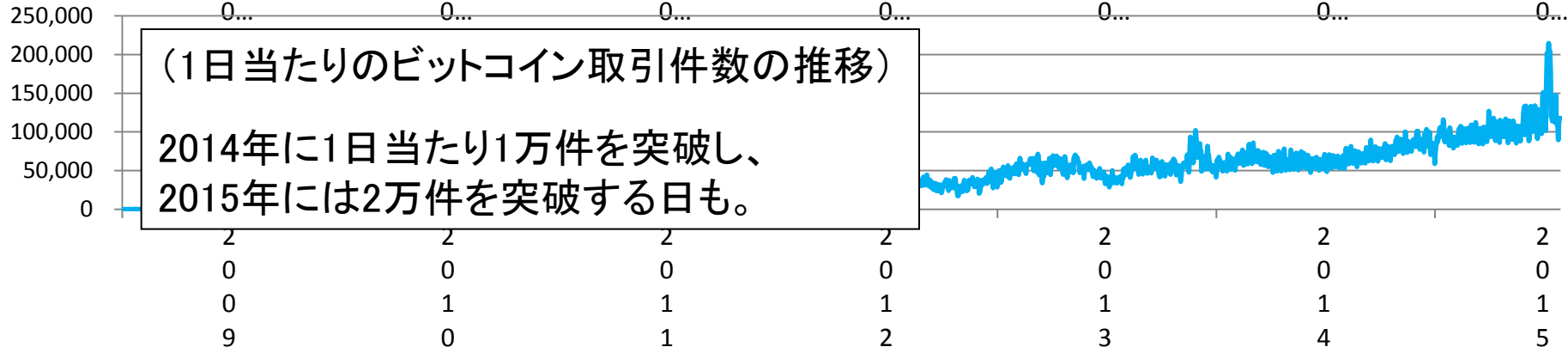
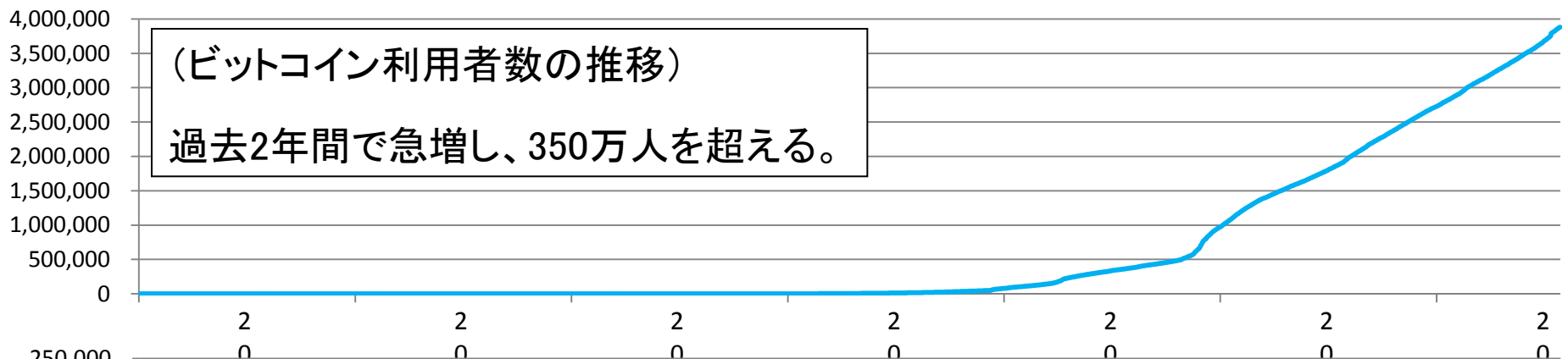
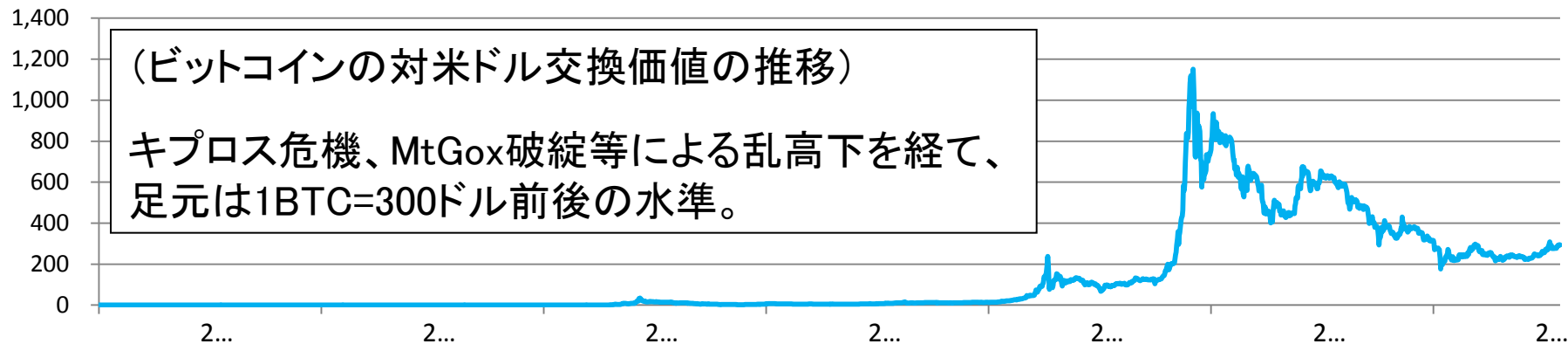
(注) 米国はLending Club および Prosper の合計値。
英国はpeer to peer finance association。

Showing Notes 1 - 15 of 1367

Add to Order

Investment	Rate	Term	FICO®	Amount	Purpose	% Funded	Amount / Time Left
\$0	11.31%	60	690-694	\$35,000	Loan Refinancing & Consolidation	91%	\$3,100 / 7 days
\$0	14.49%	60	675-679	\$12,000	Loan Refinancing & Consolidation	71%	\$3,450 / 6 days
\$0	14.49%	60	675-679	\$18,000	Loan Refinancing & Consolidation	77%	\$3,975 / 6 days
\$0	17.43%	60	675-679	\$11,300	Moving - Relocation	71%	\$3,275 / 7 days
\$0	20.44%	60	695-699	\$30,000	Credit Card Payoff	80%	\$5,825 / 6 days

ビットコインの利用者数、取引件数の拡大



「インターネット後の時代」とFinTech

PayPal、Lending Club、BitcoinといったFinTech企業／技術が一定の成功を収めつつある背景には、それらが「インターネット後の時代」に適合したIT活用スタイルを取っていることが挙げられる。

インターネットがなかった時代 (Before Internet)	事業者が通信プロトコルや端末仕様を定め、システムインフラから業務プログラムまで全てを設計して構築。	莫大な費用が必要であるため、大企業が精緻な事業計画を立てて長期プロジェクトを遂行する必要。
インターネット後の時代 (After Internet)	事業者自らが標準やインフラを構築するのではなく、インターネット上で安価に提供されるシステム基盤を利用することが可能に。	莫大な費用も精緻な事業計画も必要なくなるため、小規模なベンチャー企業が様々なビジネスのトライアルを行うことが容易に。

伝統的な金融機関は、Before Internetのスタイルで構築した大規模な情報システムに依存して業務を行ってきたため、こうした外部環境の変化に十分対応できて来なかった。しかし、顧客ニーズの変化や競争条件を考えれば、長期的には、伝統的な金融機関も従来のIT活用スタイルに固執し続けることは難しい。

最近、欧米の金融機関がFinTechへの関心を高め、積極的に支援や企業買収を行っているのは、広い意味で、金融業界全体のIT活用スタイルが、After Internetに適合していくプロセスとも考えられる。

5. 金融IT高度化のために解決すべき課題

課題1:新規分野へのチャレンジに適合した金融制度のあり方

- わが国の金融機関が今後一層新しい分野にチャレンジし、IT高度化を目指していく上では、銀行グループの業務範囲規制などの法制面の課題が考えられる。
- 金融審議会では、「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」において、米国では金融持ち株会社の下でITベンチャーへの出資や買収が行われていること等が紹介され、決済業務の高度化は「金融グループのIT戦略、更には、グループ全体の経営戦略と密接不可分」と整理された(本年4月公表の「中間整理」)。こうした整理等を踏まえ、本年5月に設置された「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」では、金融グループにおいて、持株会社が、①より一層実体を持った中核的な存在としてその機能を発揮することを可能とするとともに、②銀行本業とのシナジーが期待できる分野において柔軟な業務展開を可能とするための制度のあり方について検討している。
- 同WGにおいて、3メガFGからは、銀行による決済関連IT会社やFinTechベンチャー、ECモール運営事業への出資制限(議決権の5%＜銀行持株会社は15%＞が上限)などが現行制度上の課題として指摘された。また、金融グループの業務範囲の柔軟性・拡張性を確保するよう、FinTechなどの分野については、予め業務範囲を広げるべきとの意見や、米国と同様、当局が個別に認可する方式を導入すべきとの意見が示された。
- わが国の金融機関が今後さらにFinTechに取り組み、インターネット上での新ビジネスやビッグデータを利用した収益機会の拡大を目指そうとした場合、After Internet型の手法を取り込んでいくことが考えられる。それは銀行本体での業務範囲規制やシステムリスク管理とは相容れない可能性が高い。同WGで検討されている金融グループの枠組み等を活用して、銀行等本体へのリスク遮断等の観点を踏まえつつ、新規分野へのチャレンジが促進されることが期待されている。

課題2: IT高度化とセキュリティの両立

- 金融機関が古い金融ITから脱却し、インターネットと親和性の高い新しい技術基盤を活用してIT高度化を実現するための最大の障壁が、サイバーセキュリティへの懸念。
- 従来はシステムの安定性(可用性)に対する懸念も同様に根強かったが、金融機関におけるオープン系技術の利用実績も増え、「金融機関のシステムの安定性を維持するためには伝統的なITを使わなければならない」という主張は少数派になっている。
- それに対し、わが国の金融機関の情報システムにおいて、接続先を金融業界内部に限定した閉域ネットワークであることは、引き続きサイバーセキュリティ対策における大前提と考えられている。IT高度化に取り組もうとしても、進め方次第でその大前提を崩すことが警戒され、現状維持が選択されやすい。
- とはいえ、現在の金融ITも、インターネットバンキングの利用拡大やシステムの外部委託の結果、閉域性を前提としたセキュリティ対策では十分ではなくなっている。むしろ、従来の発想を転換して、サイバーセキュリティ対策を強化することによって積極的にIT高度化を推進することも有力な選択肢。